

委員長報告【請願】

(令和6年第1回定例会)

【総務市民委員長報告（請願）】

総務市民委員会に付託されました請願につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

請願 9 号女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を日本政府に求める意見書についてを議題といたしました。

委員から「請願の趣旨は十分承知しているが、検討するべき課題がまだあるのではないかと考えるので、今の時点では賛同できない」との意見がありました。また、委員から「柏市の男女共同参画推進計画で定めている指標の達成状況はどうか」との質疑があり、当局から「女性管理職（課長相当職）の割合は計画値 15% に対し実績値 20% であり計画値を達成しているが、女性委員が 35% 以上いる市附属機関の割合は計画値 65% に対し 32.1% であり計画値には届いていない状況である」との答弁がありました。また、委員から「女性管理職の割合や審議会女性委員の割合などまだ十分ではなく、女性の参画ができていない分野もあり男女平等とは言えない状況である。女性の人権を尊重していくことを考えれば、この請願を採択するべきである」との意見がありました。

採決の結果、請願 9 号は賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

【健康福祉委員長報告（請願）】

健康福祉委員会に付託されました請願につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、請願 11 号第 9 期高齢者いきいきプラン 21 介護保険の負担軽減についての主旨 1, 3 を議題といたしました。

主旨 1 について、委員から「本市の介護保険の加入者は 73% が収入 150 万円未満の方である。保険料を払っているが利用料が払えないためサービスを受けることをあきらめている人もいる。このままでは、介護保険制度そのものが破綻してしまう恐れがあるため、国が責任をもって必要な介護サービスを受けられるようにすべきである」との意見がありました。また、委員から「既に要請をしているということだが、重ねてお願いしたい」との意見がありました。

主旨 3 について、委員から「本市も利用料の 7 割を助成しているが、船橋市では、世帯がひとり増えるごとに収入 50 万円、資産 100 万円を加算した額としている。市民は何かあった場合に備え、100 万円ほどは貯金をしているのは当たり前であると思う。本市の 100 万円という基準を変え、利用できるようにすべきである」との意見がありました。また、委員から「現在の本市の利用料減免制度の利用者は」との質疑があり、当局から「令和 4 年度時点で、36 人である」との答弁がありました。また、委員から「保険料・利用料減免制度を拡充したことによる効果は」との質疑があり、当局から「保険料を減免した分収入がなくなるため、他の方の保険料で賄うことになる。また利用料を減免した分は一般会計から補填しているため、支出が増えることとなる」との答弁がありました。また、委員から「給付と負担について市民理解が必要と考えるが」との質疑があり、当局から「介護保険については 40 歳以上の方に加入していただいております、それぞれの方が負担能力に応じた保険料、利用料の一部を負担していただくことで制度が成り立っている。低所得者の方

に対して減免を続けることは不公平であり，しっかり負担している方に対して不誠実であると考える。今後高齢化が進むことで介護保険料の負担が増加することは防がなければならず，市としては，可能な限り健康寿命を延伸してもらうための施策を講ずることが必要である」との答弁がありました。

採決の結果，請願 1 1 号の主旨 1 は全会一致で採択すべきものと，主旨 3 は賛成少数で不採択すべきものとそれぞれ決しました。

次に，請願 1 2 号 2 0 2 4 年度柏市国民健康保険料の負担軽減についての主旨 1 から 4 を議題といたしました。

主旨 1 について，委員から「国保は社会保障であり，国が責任をもって国民の健康を守るため，受診する権利，健康になる権利，生きる権利を保障しなければならない。それをやらずに自治体・加入者に負担を強いるのは間違っている。国への働きかけを強めてもらいたい」との意見がありました。また，委員から「公費の 1 兆円の投入について，いつから求めているのか」との質疑があり，当局から「全国市長会が公費 1 兆円という数字を掲げて要望した事実は確認できない。最初の要望時期は分かりかねるが，必要な額を投入してほしいという要望を長期間にわたり継続的に申し上げている」との答弁がありました。また，委員から「事実と異なる内容，文章であると解釈した」との意見がありました。

主旨 2 について，委員から「お知らせ方法はどのように行っているのか」との質疑があり，当局から「市のホームページ，加入者全員に配っている「こんにちは国保です！」に掲載している」との答弁がありました。また，委員から「市のホームページにはわかりやすく掲載されていることが確認できた。「こんにちは国保です！」は，文字数やページ数が多く，本市が掲げる「伝わる情報提供」には至っていないため，情報の伝え方について一度見直していただきたい」との意見がありました。また，委員から「「こんにちは国保です！」はどのくらいの周期で配付しているのか」との質疑があり，

当局から「保険証の更新のタイミングで同封して送っている。随時加入される方については、その手続の際にお渡ししている」との答弁がありました。

主旨3について、委員から「県内で10の自治体が資格証明書を発行していない。本市も資格証明書の発行を中止してもらいたいがどうか」との質疑があり、当局から「県内44市は出しており、中核市においても58市中54市は発行している。県内自治体において資格証明書を出していない理由を可能な限り調査したところ、滞納者が少ないことが分かり、もともと対象者がいないことが、発行していない理由のひとつであると理解している」との答弁がありました。また、委員から「本市の対応は法が定めた対応をしていると解釈している」との意見がありました。また、委員から「証明書を交付しない場合、法的措置はあるのか」との質疑があり、当局から「証明書を出さないことで罰則があるものではない」との答弁がありました。

主旨4について、委員から「毎年8,500円値上げするわけではなく、毎年保険料を見直していくという理解でよいか」との質疑があり、当局から「毎年8,500円値上げすることを確約するものではない」との答弁がありました。また、委員から「協会けんぽと比べると国保の保険料が高いの是一目瞭然だが、それについてはここで話すことではなく、国できちんと考えてもらわなければならない。これから団塊世代が後期高齢者になる中、持続性を考えたときに保険料の値上げはやむを得ない」との意見がありました。

採決の結果、請願12号の主旨1から4はいずれも賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

【教育子供委員長報告（請願）】

教育子供委員会に付託されました請願につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

請願10号小中一貫校（義務教育学校）についてを議題といたしました。

委員から「義務教育学校に編入や転校する方もいると思うが、そのような場合に年代別にどのようなフォローをしていくのか検討しているか」との質疑があり、当局から「他の学校と同じ内容を学習指導要領にのっとった形で教えていくものになるため、過不足なく実施しなければならないと考えている。また、制服や教材であったりと保護者の負担が生じるものについては、できるだけ新たな負担が発生しないような配慮を考えなければならないと考えている」との答弁がありました。また、委員から「市民、保護者、現場の教職員等の方から様々な賛否の声を聴き、しっかりと議論した上で進めていただきたい」との意見がありました。また、委員から「令和10年開校を目標に逆算した結果、令和6年度で設計予算を計上しないと間に合わないとなってしまう。しかし、市民や教職員の間でも関心が高まっている状況もあることから議会でもより議論をする必要があると考えている。仮に、今回の議案が可決された場合でも予算執行をせず、一、二年は議論を重ねていくことを願う」との意見がありました。また、委員から「現場の先生がどこまで頑張って子供たちに向き合ってもらえるか、これが一番大きいとは思いますが、今回の義務教育学校に関しては検討をすべきである」との意見がありました。また、委員から「先日教育長が教育行政方針の中で、保護者や地域住民を対象とした説明会を開催しており、今後地域住民等による協議体も設置する、と述べており、課題があればその都度よりよい教育体制となるように議論していきたい」との意見がありました。また、委員から「今回の請願主旨に対し、執行部による今後の予定があれば聞きた

い」との質疑があり，当局から「説明動画のホームページ公開のほか，地域への説明会を実施予定である。また，地域の方や学校関係者に入ってもらい地域協議会を設立し，意見交換を重ねていきたい」との答弁がありました。

採決の結果，請願10号は可否同数で委員長採決により不採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。